

清初に於ける清鮮關係と三田渡の碑文(上)

鴛 淵 一

一

清朝勃興當時に於る大問題は云ふ迄もなく明と清との關係であつたが、之に次いで主要な地位に在つたのは即ち清と朝鮮との關係であつた。蓋し清朝が滿洲の一角に興起して次第に確固たる勢力を占め來るや、年來の宿敵たる明朝に向つて攻撃の鋒を向ける事は當然の事であるが、其南下の場合に於て後顧の憂を起さしめるのは、即ち明朝と宗屬の關係に在り且地理的接壤地たる所の朝鮮に外ならなかつたのである。故にかゝる政治的事由よりして兩者が關係を有ち來る事は必然の成行であつて、其結果として前後數回の交渉關係を見るに至つた譯であつた。

然し之は表面的の政治的事由であるが、二國の關係は決してこれのみでなく、之に加へて、更に他に一の事情が存在して兩國を抗争の間柄に置くに至つた事を、見逃し得ないのである。兩者の間柄に於ては寧ろ此方が重大な意義を有つと思はれるが、それは所謂經濟的事情とも云ふべきものであつて、物資に貧弱なる滿洲の地の清朝が、明朝との關係を絶たれてより一入苦境に陥つたが爲にその缺乏を補はんとして南隣の弱國たる朝鮮に糧道を求めんとするに至つたと考へられる事が即ち是である。何れ此事に就いては後に詳述するが、要するに此二種の事由に本いて清初に於ける清朝と朝鮮との關係交渉が惹き起されたと考へられる

のであり、然もその兩者の關係は其當時に於ては明清の關係に次いで重要性を帯びて居たと考へられるのである。

然らば清初に於ける清鮮二國の關係は如何であり、二者の交渉衝突は前後幾度行はれたであらうかと云ふに、細い點を數ふれば相當多數になるが其大なるものを採るならば次の三回となし得ると思ふ。即ち、Ⅰ、明萬曆四十七年（朝鮮光海君十一年。清太祖天命四年）の己未之役。Ⅱ、明天啓七年（朝鮮仁祖五年。清太宗天聰元年）の丁卯之亂。Ⅲ、明崇禎九年末十年初（朝鮮仁祖十四年十五年。清太宗崇德元年二年）の丙子丁丑之役の三である。勿論此三回の關係は表面的の政治關係軍事關係であるが、其裏面には經濟的關係を始めとして凡ゆる關係問題が包含されて居り、且又此三回の年次より以外の時に行はれた交渉事件は何れも此三回の事件に附隨して考へられ、此等と因果關係をな

すものと思はれる故に、兩者の間に截然たる關係を認むるに至つた以上の三回の關係を其代表として擧る事は、決して誤つた方法でないと思ふ。蓋し朝鮮は以上三回の事件によつて終に全く清朝に降服し、明朝との宗屬關係を斷つて清朝と新なる宗屬關係を結ぶに至つたのであり、清朝は以上三回の事件を経て始めて當初の目的希望を達し、政治的にも經濟的にも非常に有利な立場に立つ事になつたのであつた。故に清朝はこれ以後何等後顧の憂なく勇敢なる攻撃方法を以て、一面には蒙古諸部をも懷柔綏撫して、明朝に當り、明朝の衰亡、内亂の蜂起に際してよく最後の勝利を得る事になり、その宿望を達して中原奪取に成功したのである。かく考ふれば、初めに述べる如く、清初の清鮮關係は清朝の興起發展に關しては實に重大な意義あるものにして、決して看過する事を得ないのであるから、今余輩は之に就いて少しく述べ、以て

諸賢の高評を仰ぎ度と考ふる次第である。

二

以上述る如く清初に於る清鮮の關係は、當時の史實としては非常に意義の大なるものであつて、吾人の須く注意すべき事件と思ふのであるが、今之を説述するに當つて、余輩は此兩者の關係を一見して明瞭に示知せしめる所の史料を採つて、これが解説をなしつゝ此史料を通じて述べる事によふと思ふ。其史料と云ふのは即ち有名な三田渡の大碑文に外ならない。

さて、三田渡の碑と云ふのは、清崇徳四年の末十二月八日と云ふ日に朝鮮京城の東方數里の三田渡に建てられた所の滿蒙漢の三文より成る大清皇帝功德碑を指すのである。之は云ふ迄もなく、清朝と朝鮮との間に建てられた歴史的大記念碑であつて、清朝側から見れば皇帝功德の頌碑であり、又勝利の記念碑であるが、一方朝鮮側から見れば

正しく大屈辱記念碑と云ふべきものである。勿論此屈辱と云ふ語には註釋が必要なのであつて、事實の内容から云へば、強ち屈辱とのみは云へないのであるが、形式的には一國の降服を示し、然も敵國の爲に餘儀なく建てさせられたものであるから、屈辱と云ふを憚らないものである。此碑は後に碑文の記す如く、前數度の關係の後最後に至つて崇徳二年の初、朝鮮が南漢山城の包圍に堪へ切れずして、愈々清朝に降服の決心をなし、所謂城下の盟をなして臣服の禮を取るに至つた後二年を経て建てられたものであつて、其碑の場所は右の降服の時に清太宗が受降壇を設けて、嚴として朝鮮國王仁祖の臣服の禮を受けた所の三田渡の受降壇の舊址である。即ち其の由緒ある記念の地に此意義有る碑が建てられた次第であつて、清朝の威風堂々たるを示すと共に朝鮮側の屈辱を示すものである事は申す迄もない所である。而して朝

鮮はこれによつて全然清朝に對しては頭が擧らなくなつたもので、以後三百年間堪へ切れぬ屈辱を忍びつゝ、日清戰爭に至り、清朝の敗北に了るを俟つて始めて此碑を覆したと云はれて居るものである。

そこで余輩は先づ此碑に就いて、其碑文の體裁内容を略述し、次に此碑文の對譯文を説明し、最後に之が解説を試み、當初の目的たる所の清鮮二國の關係を是に由つて之を通じて知るの便法を取らうと考へるのである。

I、碑の體裁

此の三田渡の碑は随分大きなものであつて、碑石の高さ一丈五尺、幅八尺餘あり、其文面の大きさも尙縦一丈、横七尺位あり、實に堂々たる石碑の一つであるが、清朝の威力を誇示し功德を示すものとしては眞に怡好なものであるだけに、朝鮮側の受くる屈辱の念も亦之と比例して大なるものと

考へられる。刻文は三體あり、表は滿蒙二文より成り、裏は漢文が刻されて居る。滿蒙二文共に二十行に刻され、漢文は刻面では二十四行となつて居るが、それは文の書式からすればやはり二十行位となるのであつて、略滿蒙二文と同じくなる。

それは三文共に同じ事を記したものである以上當然の事であつて、清朝の皇帝を云ふ時に必ず擡頭して書いて居るのであるから同文である以上先づ大體に於て同行と見るのがよく、又同行になるやうに譯文したと解して差支ないのである。漢文の方は楷書で刻されて不明の所は無いが、滿文は大體に於て字體も明瞭に、不明の個所は二三ヶ所あるのみ、蒙文の方は滿文に比しては不明の個所が稍多いやうに見受けられる。然し右の程度位では先づ全部讀解し得ると云つて差支なく、殊に滿文は有圈點の新字を以て記され、蒙文亦今日の蒙古語と大差ないので、讀解には甚だ容易であるのは

好都合な次第である。

次に碑文の撰者は漢文の方の末尾に示されて居る如く朝鮮の李景奭であり、書者は吳竣であるが之は恐らく漢文の方に關しての事であつて、滿蒙二文の方は自ら之と別であると思はれる。何となれば本來此三田渡の碑と云ふものは、清朝側の命によつて朝鮮側が建てたものである以上、漢文に堪能な鮮人が漢文で其案文を認め、後それを土台として滿文なり蒙文なりに譯したと見るのが自然な考と思はれるからである。それは又朝鮮側の記録なる「燃黎室記述」卷二十八に所引の「丙子錄」及び「李厦成辨誣疏」によつても充分明な所であつて、次に記す所によつて知らるゝ如く、李景奭等が先に漢文に認めたのを、後に何人か之を滿蒙文に譯したと解せられるのである。果して其の譯者が何人であるか記録の徴すべきものなく、滿蒙人であるかそれとも朝鮮人自身であるかは不明であるが

恐らく李景奭等の手によつてなされず、かの有名な清初の大學者たる達海^①の如き滿洲人によつて譯されたものと考へる次第である。而して右に記した書によれば、^②李景奭等が此案文を認めた時は非常に苦しんだのであつて、初め一度草案を認めてそれを清朝に送つたが、學問有る支那人が清軍に投じ居りてその草案に記す所の語句を非難し、且其文が疎略なりと評した爲に俄かに之を改める事になつた。そこで朝鮮王仁祖は非常に心配して「清朝は此文によつて我尙背を驗せんとするのであるから、實に國家の存亡は正しく之に懸つて居る。宜しく勾踐會稽の恥を忍んで暫く清の云ふ所の如くして其意を迎へん事を努むべし」との意味を臣下に諭したので、漸く李等も命に従つたと云はれて居る。してみれば彼等は漢文だけを認めるのが、最上の努力であつたと見るべく、次で之を土臺として他の何人か蒙文滿文に譯したと見る

のが至極妥當なやうに思はれるのである。右の事は碑文を撰する時の二國間の紛争と云ふべきものであるが是に由つて見ても如何に清朝が高壓的に出で、朝鮮がその壓迫に堪へ屈辱を忍んだかといふ事が分るのであつて、又當時としては眞に已むを得ぬ次第であつたと思はれる。

II、碑文の内容

次に此碑文は大要如何なる事に就いて記したものであるかと云ふに、割合に長文であるが之を總括すれば次の四段に分たれると思ふ。固より已に述る如く滿蒙漢三文共に全く同一であつて何等差異なく、只文章言葉の性質として漢文は形容修飾に富み、滿蒙兩文は左程でなく比較的簡明になつて居るが、究極の意味は同一であり、殊にそれは假りに第四段とする所の銘文の所に於て著しく明瞭に認められるのである、故に所々記述が異なるかの如く見受けらるゝ所がないでもないが、それは

文章用語上から來る事であつて、意味に於ては何等差異の無い事を豫め承知され度いのである。従つて此三文とも全體の意味は同一で、其大要を擧るに當つても均しく四段に分たれる譯である。即ち

第一段には、崇徳元年十二月より起れる所謂丙子丁丑之役の由來及結果を記して居る。之は兩國間の關係から見れば當然の事である。故に尙細かにれば之は二段に分れるのであつて、第一には朝鮮が和約を破つたので清國の怒る所となり爲に大兵が來り攻めて八道震駭せし事を云ひ、第二には清帝不殺を以て武となし徳を以て招撫するにより其鴻恩に感じて朝鮮の君臣相謀りて降るに至つた事を云つて居る。(後節碑文①②の條参照)

第二段は、一轉して清朝と朝鮮との歴史的關係に及び、小邦即ち朝鮮が上國即ち清朝に罪を獲るは久しき前よりなりとして、先づ己未之役(清天命

四年)に於ける姜弘立と清太祖との關係を述べ、次に丁卯之亂(清天聰元年)の經過を叙し、最後に第一段に説ける所の丙子丁丑之役に於る清朝の鴻恩招撫の狀を述べて其徳を謝して居る。(後節碑文

③④⑤及び①②の條參照)

第三段は、建碑の事由を述べたものであつて、右の如き事情で新に父子の關係となれる清朝の鴻恩功徳に報い頌せんが爲に、受降壇の舊址なる三田渡に碑を建つる所以を記して居る。(後節碑文⑥の條參照)

第四段は、最後の總括として一句四字、四十六句より成る銘文を記して以て二者の關係と清朝の功徳の頌表とを述べて居る。此銘の句は甚だ立派な文辭であつて詩經等から取つて用ひて居る所は、原撰者が餘程學問の有つた人である事を示すものであり、それだけに徳を頌せられた清朝側が得意満面として敗者に臨んだ狀態がよく推知されると思ふ。(後節碑文⑦の條參照)

右に記す如く此長文の碑文の内容は大體四段に總括されるのであつて、其中第一第二の二段が全然歴史事實を叙して居り、第三段は建碑の件を記し、第四段は總括の結句と云ひ得るのである。然し長文なだけにその歴史事實を説く所可成り詳細であると云ひ得るけれども、其割に史料として他に見られないやうな特殊な事實は殆んど無いのである。此點は史料としての價値を減ずるとも云ひ得るであらうが、それは無理からぬ事であつて、元來此碑文が撰せられたのは特殊な事を云はんが爲でなく、唯清鮮二國の關係を歴史的に總括して述べ、要する所清朝の鴻恩功徳の大を云はんとしたものに過ぎない事を考ふれば自ら諒解されると思ふ。然し此碑文は清朝と朝鮮との關係の概略を知るには相當良いものであつて、殊に清朝の皇帝が武力的壓迫の態度に出でず恩徳を布く事を先にした事を辭令巧みに述べて居るのは、餘りに形容

し過ぎると思はれる所もあるが、實際の事實を判断する時は確に當つて居る事で、かゝる點を仔細に注意して見て行けば甚だ面白く、これだけでも清朝初期の對朝鮮政策の一斑を知るの材料としては相當の價値有りと思ひ得ないでも無いと思ふ。

何れ詳しく内容の説明は後節に譲る事として、

此所には其の概略を叙するに止めて置くのであるが、要するに内容としては、兩者の史的關係を述べて清朝の恩徳が朝鮮に及べる事を謝し、併せて之を頌する事を云つたものであると云へば足りるのであつて、朝鮮側からすれば、苦痛を忍んで盛徳を頌したものと云ひ得るが、又それによつて朝鮮が國家として存し得た事を吾人が察知し得るならば、此碑文は其點に付いて簡明に記した有意義の史料と云つても差支ないと思ふ。かく考ふれば特殊の事實を含まぬとは云へ、此碑文は清鮮二國の間に於ては意義有る歴史的記念物、史料と斷言

し得る次第である。故に余輩は此碑文により、此碑文の記述を通じて清鮮二國の關係を詳察し、其間柄を明かにしたいと考へて、此問題を論ずるに當り之を特に引き出した譯である。

因みに此本論に入るに先ち次第に於ては、先づ滿蒙二文のローマ字譯文と其日本譯を記し、次に漢文を記して對照に便ならしめ、更に次節に及んで初めに云へる所の二國間の主要なる三回の關係交渉を説述する事にする。但し今も云ふ如く此碑文により之を通してなすのであるから、その點を明かにする爲に各文に夫々數字を附して對照に便ならしめようと思ふ。尙ローマ字譯法は、余輩の平常使ひなれた方法に依つたものであつて、他の前者の方法と異なる所があるかと思ふが、其點は豫め承知され度、余輩自身としては成るべく譯字を簡單にせんと努めたのである事を附言する次第である。例へば khgh と記さるゝものも殆んど凡て h

gに略し、ngはnとし、chshはc'sとしたる如き皆此意に外ならないのである。

(註)

① 遼海。此人の事は清朝實錄、東華錄、及開國方略或は國朝先正事略、耆獻類徵等の清朝の記錄史料によつて明かなる如く清初に於ける大學者として推稱される人である。然し彼は清太祖太宗兩朝に仕へたが太宗天聰六年に至つて歿して居る故に、此三田渡の碑文が撰せられた頃には存命せず、従つて初め漢文に認められたと思ふ此文を滿蒙文に譯す事もないのであつて、何れ此事は他の彼の如き人の手になされた事と思ふ尙此人に就いては拙著遼陽喇嘛墳碑文解説(内藤博士還曆祝賀記念支那學論叢所載)二十七頁乃至二十九頁大海の條参照せられたし。

② 燃黎室記述卷二十八「亂後時事」の條所引の丙子錄及び李廈成辨誣疏の文左の如し。

(丙子錄)且於三田渡。使立勝捷碑。作彩閣設累層階。立崇碑其中。圍以垣墉。使大提學李景奭製碑文。參議吳竣書。參判呂爾徵篆。清國及蒙古番文。並書一碑。

(李廈成辨誣疏)時庶使徵文甚急。上初命張維李景奭趙希逸。

並一夜撰進。入遼陽中。適有中朝學士投虜者。以張維文鄭伯率羊等語。本出諸侯相侵事。又謂景奭所撰。亦甚疏略。於是虜人督令改撰。咆率甚益。時維已沒。上獨召景奭諭曰。彼以此文。欲驗尙背。此正國家存亡所判。勾踐臣妻會稽。而終致沼吳之績。他自自強。唯在於予。今日之事。但當於文字。務中其意。毋致事機轉激。景奭遂匍匐承命。

右の二文によつて碑文の作成當時の事情が明かであると思ふ。尙序ながら云はんに、燃黎室記述卷二十八に、右の文の續きに、攷事撮要の文を引いて、己卯。清使馬夫達吳超等來監督碑設。と云つて居るが、之も亦清朝が如何に此建碑に熱中して居たかと思ふ事を示す好い材料であると思ふ。此事は清三朝實錄、開國方略等の崇德四年十一月の條にも記されて居り間違ない所である。従つて碑文に記さるる如く崇德四年十二月八日此碑が建設さるゝや、清使は急ぎ歸つて之を太宗に報告して居るのであつて、其事も亦清三朝實錄、東華錄及び開國方略等の崇德四年十二月庚戌(八日)より二十日後に當るに詳しく記されて居るのを見て知り得ると思ふ。乍然清朝側が熱心であつたに反し、朝鮮側は非常な苦痛であつたのであつて其事は前の案文作成の場合と同様であつたと思はれる。即ち鮮人の記錄なる拿摸篇卷二に南漢山城城より降服迄の顛

末を記した後に、之を憤慨した人々の傳を記して居るが、其一節に建碑に關して次の挿話を語つてゐる。丁丑之難南澳國解。朝廷爲慶立碑於三田江上。瓦署別提鄧備當碑閣燼瓦役。葉官歸。「出尾署先生錄」李緯銘其墓曰。位微祿而身大義兮。

涼乎其蹈海之風。惟歸骨於山足兮。庶無愧於圃翁。之は些細なる事の例かも知れぬが、又以つて當時の鮮人一般の考を示すに足る語と思ふ。蓋しかゝる事は氣概ある人に於ては當然の事であつて、無理からぬ事である。さればかゝる事情により朝鮮人には好ましからぬ事を餘儀なくなさしめたのであるから、日清戦争後清朝の勢力が半島より驅逐さるゝや、報復の時來れりとして彼等が此碑を覆すに至つたものであつて、千古の遺きぬ恨は初めて此所に晴された事と思ふ。然し嘗て有つた史實そのものは到底採録し得べきでないのであるから今余輩は此碑文を擧げて以つて其二國間の關係交渉の迹を討究せんとする次第である。

三

右に述べた所に依つて三田渡の碑文が如何なるものであるかは、略分明になつた事と思ふ。そこで次に其三文を記して以つて解説に便ならしめよ

うと思ふ。

〔I〕滿洲文を其日本譯 (I、II、III等の數字は行數を示す)

I. daicis gurun i enduringé han i guh erdemni
大清國ノ聖皇帝(汗)ノ功徳ノ
bei.
碑

II. daicin gurun i wesihun erdemningéi sučungga aniya
大清國ノ崇徳元年
tuwéi jorhon biya dé
冬十二月二

III. gosin oncu hūwalyasun enduringé han ačaha
仁寬和聖皇帝(汗)和
bé eduleheingé mēnoi deribuhé semé ambula
ヲ被ルセノ我等ヨリ始レリト甚シキ
jili hanjil čoochai horon egelejiñi dēngi hanu cin
怒生ゾ兵威來臨シ東ニ向ヒ火燄
semé jici yaya geleme alihaku tēri
トシテ來リ凡テ恐レテ畏クザリキ其
fondé mēni shahūn ejen nan han dé tomoh
時我等ノ莽莽君南渡ニ據シテ
geleme alhomé niyariniyari jihé dé weigūñ
燄レ懼レテ春氷ヲ履シ

geréndéré bé alyyana gésé sunsi čí inéngi
天明 天 待ッ 如ク 五十餘 日

dergi juleri gëren jugun i čoocha siran siran
東 南 諸 路 ノ 兵 續々

i gidabuha wargi amargi jiyaijiyun sé alin
取レタリ 西 北 將軍 等 山

holo dé jaitai — ? — ? énu (?)
谷 = 避ク ? ? 一歩

III. agsomé mutchéku héčén i dorgi jekku geii
歩ム 能ハズ 城 ノ 内 糶 亦

wajihha tere fondé amba čoocha héčén bé
盡ク 其 時 大 兵 城 城 亦

gajiarangé sahtrun édun bolori eim i mooi
取リタル事 霜 風 秋 季 ノ 木

abdaha bé shaburé tul gūgin dé gashai
葉 亦 落シ 火 火 爐⁽⁹⁾ = 鳥ノ

fungala bé déjire gésé bihé enduringé han
毛 亦 焦ク 如ク アリキ 聖 皇帝(汗)

warakū bé délé erdému selgyéte bé
不殺 亦 上 德トシ 布ク事 亦

ayoygn obunl hese wasinbuñ ulhibuné
緊要トシ 勅ヲ 下シテ 曉得セシム

jhéde simbé yooni oburé jidarakū
來ル時ハ 汝等ヲ 凡テ アラシメ 若シ來ラザル

ohodé sunčubunbi sché terečé ingtllhai
時ニハ 屠ラシム ト云ヘリ 其ヨリ 英俄爾岱

mafuta gëren jiyaijiyun sé
馬爾塔 諸 將軍 等

V enduringé han i hese bé aliñ amasi julési
聖 皇帝(汗) ノ 勅 亦 受テ 來往シテ

ksuremé yaburé jakadé méni stahūn čien
開キ 行ク = ヨリ 我等ノ 號 符

bihé čoochai gëren ambas bé isabuñ henduné
文 武 諸 官(臣) 亦 集メテ 曰ク

bi amba gurun i barn ačaf jivan anyra
我 大 國 = 向セ 和スル事 十 年

oho mini fanūn iyaiyehun = yoři abkai
ナリキ 我ノ 暗 愚 = ヨリ 天ノ

dalara bé hitulabuñ tumén halai ingén
討伐 亦 速カチラシメ 萬 姓ノ 民

jobolon tušaha ére welé mini émhun bégyé
禍ヲ 襲レリ 其 罪 我ノ 個人 自身

VI. dé bi
= アリ

enduringé han némnéme wanné jendetrakū
聖 皇帝(汗) 却ツテ(先ツ) 殺ス = 忍ビズ

uñtu ulhiburé bađe bi ai gelhun akū
計圖 亦 害ケル 亦 何ゾ 敢テ
(?) 通曉セシムル = 我 何ゾ 敢テ
mini dergi mafani doró bé yooni obuné
我ノ 上 祖宗ノ 道(祀) 亦 全カラシメ

mini fejérgi ingén bé harmamé hése bé
 我ノ 下 民 臣 保ツ 命(期) 命
 aimé (?) haijaraku séhé mangi géren
 護ンテ 承クサラン ト云ヘル 後 諸
 ambasa saisané dahah uthai émmu
 大 臣 從ヒタルヲ 以テ即チ 一
 udu juwan muninga bé gafi čoochai juléi
 敷 十 騎 取リ 軍ノ 前ニ
 jig wellé bé aliré jakadé
 來リ 罪 ヲ 受ケントス 以テ
 éhduingé han durulomé gosimé kési i
 聖 皇帝(子) 禮ヲナスヲ 隣レミ 恩 ヲ
 bilumé acané jakadé mujlén miyaman bé
 撫シ 和合シテ 以テ 心 情 情 ヲ
 tujibumé gisurhéé šanmamé bulé kési
 出サシメテ 説ケリ 賞 與ノ 恩 恩
 dahara ambasa dé biremé isinaha dorulomé
 順セタル 臣 ニ アレト 到リ 禮ヲナス事
 wajiba mangi uthai méni sitahin wain
 了リタル 時 是ニ於テ 我等ノ 寡 君
 bé amasi du héccén dé bétérebuh ilhai
 ヲ 後ニ 都 城 ニ 還ヘシス 直ニ
 (?) dé julési genché čoocha bé barginfi
 二 南方ニ 行ク 兵 收メ
 wésihin bédéréme ingén bé biluré usin i
 西方ニ 到リ 民 ヲ 撫シ 農メ

VII

wellé bé huwekiyeburé jakadé goroki hančiki
 仕事ヲ 勸メシ 故ヲ以テ 邊 近ニ
 sanstha ingén gémmu dasané jif téhénge
 散ジタル 民 皆 再 來リ 屠ル事ハ
 amba kési waktū
 大 恩ニ 非ズヤ
 III
 ajgé gurun dérgi gurun dé wellé bahah
 小 國 上 國 ニ 罪ヲ 得タル事
 goidaha sohon honin anyra du yuwanuwai
 久シ 已 未 年 都 元 削
 jiyahhūnli bé tabnraf miñ gurun dé čoocha
 姜弘立 ヲ 遣ハシ 明 國 ニ 兵ヲ
 asilamé genchéngé giatubú jalabuha mangi
 援クニ 行キタルニ 敗レテ 捕ハレタリ 後
 taisu hororigu han danu jiyahhūnli jéngi
 太祖 有 威 皇帝(子) 唯 姜弘立 等
 udu myralma bé bijubú gūwa bé gémmu
 敷 人 ヲ 留メ 他 ヲ 皆
 amasi bédérébuhé kési éreči amban ningé
 退回セシム 恩 コレヨリ 大 ナルモノ
 akū tuttu očibé ajgé gurun géli iyéiyéi
 ナシ 然リト雖 小 國 復 迷ヲヲ
 ubhyavakū ojoro jakadé ʹtulahin ginmahin
 通曉セサル 爲テ 以テ 丁 卯
 anyra

IX

(?) dé julési genché čoocha bé barginfi
 二 南方ニ 行ク 兵 收メ
 wésihin bédéréme ingén bé biluré usin i
 西方ニ 到リ 民 ヲ 撫シ 農メ
 XIII
 ajgé gurun dérgi gurun dé wellé bahah
 小 國 上 國 ニ 罪ヲ 得タル事
 goidaha sohon honin anyra du yuwanuwai
 久シ 已 未 年 都 元 削
 jiyahhūnli bé tabnraf miñ gurun dé čoocha
 姜弘立 ヲ 遣ハシ 明 國 ニ 兵ヲ
 asilamé genchéngé giatubú jalabuha mangi
 援クニ 行キタルニ 敗レテ 捕ハレタリ 後
 taisu hororigu han danu jiyahhūnli jéngi
 太祖 有 威 皇帝(子) 唯 姜弘立 等
 udu myralma bé bijubú gūwa bé gémmu
 敷 人 ヲ 留メ 他 ヲ 皆
 amasi bédérébuhé kési éreči amban ningé
 退回セシム 恩 コレヨリ 大 ナルモノ
 akū tuttu očibé ajgé gurun géli iyéiyéi
 ナシ 然リト雖 小 國 復 迷ヲヲ
 ubhyavakū ojoro jakadé ʹtulahin ginmahin
 通曉セサル 爲テ 以テ 丁 卯
 anyra

na i amban bé araha šun bya i gēngiyen
地 ノ 大 ヲ 記シ 日 月 ノ 明
bé nirtaha séiné terei tunén dé cinu (?)
ヲ 概スル 事ハ リノ 萬 二 一
inu duibolaci
ニモ 比スル

XVI oioraku (7)hēno nuwašāne folomé tēngētūl-
ベカラズ 尙 大略 刻シテ 旌表セル

reingé abka géčén sileingi bé wasinbut
モノナリ 天 霜 露 ヲ 降ラシム

fundéhun obumbi bañjūmbi enduringé
色白ク變ジテ ナス事 庄ゼシムル事 聖

han édé ačabuné horon erdemu bé
皇帝(可汗)之ヲ 承ケテ 威 德 ヲ

sasa selgyanno
並ゼニ 施セリ

XVII enduringé han déngi babé talaha juwan
聖 皇帝(可汗) 東 方ヲ 征セリ 十

tunén čooha kuiguri (?) semé gēren tasha
萬 兵 萬々 々々 群 虎

pi gurgu i gésé warji amangi gunun gému
貔 獸 ノ 如ク 西 北 國 皆

agūra bé jawal juleri oioro bé tēnšeréngé
才 ヲ 執リ 前 驅 ヲ 争ヘル事

horon ambula gēčūké kai enduringé han
威 世ズ 輝キヌ 聖 皇帝(可汗)

umési gosin ofi gosiné wasinbuba hésé gisun
世ズ 仁ニシテ 憐ミ 下シタル 勅 言

juwan jurgan i wasinbuba bihié horoingū
十 條 ニ 下セル 書 殿ニシテ

bimé hūwalyasun dadé iyalyeli sarkū ofi
温 始メ 迷ヒテ 知ラズアリ

beyé jobolon bé baiha
自ラ 禍 ヲ 求メタリ

XVIII enduringé han i gēngiyen hésé isinjūc
聖 皇帝(可汗)ノ 明 旨 到來セル

jakadé amhal tēni gētché gécé meni wai
ニヨリ 眠リテ 纒ニ 覺ムル 如ク 我等 王

gait dahahangé horon dé geleré teilé
取リテ 順ヘルモノ 威 ヲ 恐レタル ノ

waka erdemu dé dahahangé kai enduringé
ナラズ 德 ニ 順ヒタリ 聖

han gosifi kési isibuné dorolomé
皇帝(可汗) 行ヘル 恩 到ラシムベシ

sain čira injeré arbun i agūtra bé bargiran
良 顔 笑ヒテ 干 戈 ヲ 收メ

sain morin weihukén dahušanhara jakadé
良 馬 羸裝ヲ 裝フ 時

heçen i haha hehé uçulemé maçtarangé
都城 ノ 男 女 歌フベク 稱揚スルモノナリ

méni wain ni bahañ bederehénigé enduringé
我等ノ 王 ノ 得テ 回旋セルハ 聖

han i buhéngé kai
皇帝(可汗)ノ 賜ナリ

enduringé han méni ingén banjikini sémé
聖 皇帝(可汗)我等ノ 民ヲ 活カサントシテ

çoha bé héderebuhé méni facuhün ohó
兵 ヲ 班ヘシタル 我等ノ 亂レタル

samsiha bé gosimé méni usin i wellé bé
散ジタルヲ 隣レミ 我等ノ 農 ノ 事

huweikiyebuhé éfujehé gurun dé an i
勦メタル 破レタル 國 ニ 舊 ノ

ohongé éré idé tan i tungun kai ohoho
如クナルモノコノ初ノ(?)ノ 緣故ナリ 乾キタル

girangé dé dasamé yali banjibuha tuwéin
骨 ニ 改メテ 肉ヲ 生ゼシメタリ 寒

orho i fuléhé geii niyéiniyéin éin bé uçarahá
草 ノ 根 又 叉 春 時 ニ 逢ヒタル

geisé ohó amba giyain ni da jakadé dén amba
如クナリ 大江ノ 邊ニ 高 大

欽定四庫全書 蒙古源流 卷之六 田渡の禮文(上)

wéhé ilbuif san han i ba tumén aniya
石ヲ 立ツ 三 韓 ノ 地 萬 歲

oiorongé énduringé han i sain
カラザルベカラズ 聖 皇帝(可汗)ノ 良ニ

dé kai
於ケルナリ

weshun érdemungéi duici aniya jorhon biyai
崇 德 四 年 十二 月

ičen jakun dé ilbutha.
初 八 (日)ニ 建テス